

条例策定までの経過と策定後の状況について

現在までの経過及び今後の予定（抜粋）

平成 26 年度

- 4 月 ・ 基本方針制定
- 6 月 ・ 古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会条例 公布
・ 策定委員公募開始
- 12 月 ・ 策定委員決定
- 1 月 ・ 策定委員会開始（平成 27 年 1 月～平成 28 年 11 月）
委員任期は H27. 1. 22～所掌事務が完了する日まで

平成 28 年度

- 11 月 ・ 策定委員会 答申
条例名を「古賀市まちづくり基本条例」として答申
- 12～1 月 ・ 市の案作成（答申案に一部追加）、パブリック・コメントの実施
パブリック・コメントを受けて条文案一部変更
- 3 月 ・ 議会上程→継続審議に

平成 29 年度

- 6 月 ・ 議員提案・総務委員会案が出される。
市の案にて議決
- 1～2 月 ・ 検証委員会を 2 回開催

令和 2 年度

- 8 月 ・ 市長より当委員会に諮問
・ 検証委員会を計 5 回開催し、条例の見直しについて検証・審議
- 12 月 ・ 検証委員会 答申
- 2 月 ・ 古賀市まちづくり基本条例の見直しに関する報告書

令和 3 年度

- 8 月 ・ 新型コロナウイルスの影響により検証委員会を紙面開催
- 12 月 ・ 検証委員会を開催（同年 12 月末にて委員委嘱期間満了）

令和 4 年度

- 9 月 ・ 検証委員会を開催（新委員の委嘱期間開始）
※ 毎年開催の予定

令和 6 年度

- ・ 第 2 回古賀市まちづくり基本条例見直し（予定）

【条例の効力について】

平成 28 年度 3 月議会に上程し継続審議となったため、公布日は平成 29 年 6 月 30 日だが、効力を発するのは施行日の平成 29 年 4 月 1 日からとなる。